

## 医療分野の研究開発関連予算の要求の基本方針（概要）

### 1. 推進本部による一元的な予算要求配分調整の進め方

医療分野の研究開発関連予算を戦略的・重点的に配分するため、要求段階から、政治の強力なリーダーシップにより、推進本部において一元的な予算要求配分調整を実施。

- ・ 各省は、医療分野の研究開発関連予算の全ての要求を内閣官房へ提出
- ・ 内閣官房は要求内容に係る所要の調整を実施。各省は、当該調整後、要求の内容について内閣官房の了解を得ることにより、内閣官房と共同して概算要求を実施
- ・ 推進本部において、医療分野の研究開発関連予算を取りまとめ
- ・ 進捗調整のための調整費を創設

### 2. 重点化すべき分野

- 疾病領域ごとの取組
  - ・ がん領域
  - ・ 精神・神経疾患領域
  - ・ 感染症領域
  - ・ 難病・希少疾患領域 等
- 医薬品・医療機器開発への取組
- 臨床研究・治験への取組
- 世界最先端の医療の実現に向けた取組
  - ・ 再生医療
  - ・ ゲノム医療
- 分野横断的研究の推進

### 3. PDCA の徹底

PDCA（Plan Do Check Action）を徹底する。各省は施策の効果・効率性を検証し、その結果を推進本部に報告する。推進本部はその報告内容を検証し、確実に翌年度の一元的な予算要求配分調整に反映する。

### 4. 留意事項

アウトカム目標の明確化、効果的・効率的な政策手段の採用等。